第16条 会派

- ●会派構成の単位は3名以上となっており、 現在、4つの会派があります。

第19条 議員研修の充実

- ●年2回研修を実施しています。



令和元年第2回議員研修会(ファシリテーション研修)

第22条 政務活動費

- ●政務活動費を有効に活用することで、議員の活動を活性化し、ひいては市民の福祉の増進を図っていくことを明記しています。また、会派及び議員は政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たしていくことを定めています。
- ●議員一人あたり月額5万円が支給され、様々な活動に用いられています。収支報告書、領収書などはホームページや議会図書室で公開しています。

第17条 重要案件に関する調査

- ☞議会が議案の審査等のために必要な専門的な調査を、学識経験者等に依頼することができる旨が規定されています。
- ●本条例に基づく調査実績はありません。

第20条 議員間討議による 合意形成

- ☞議会は、議員相互間の自由な討議により、 議論を尽くしたうえで合意形成に努めていく ことを規定しています。
- これまで議員間討議はあまり実施されてきませんでしたが、議会改革特別委員会では、本条例の検証作業を通じて活発な議員間討議が行われました。

第23条 議会事務局

第25条 条例の位置づけ

第24条 議会図書室

■議会図書室は議員の調査研究等に資するため、設置されています。市政情報コーナーの 一角にあり、どなたでも閲覧できます。



議会図書室

第18条 災害への対応

- ※災害時に議会として的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定と維持に努めることを規定しています。
- ●災害以外に、新型コロナウイルス感染症等 の緊急事態が発生した際の視点について協議 をしています。

条例改正案は下表参照

第21条 議員報酬

- ●議員報酬は、市民の負託に応える議員活動の対価であることが基本となります。議会や議員の活動のあり方に強く関連する問題であり、その決定にあたっては総合的で慎重な議論が必要となります。
- ●令和2年7月1日現在の月額報酬は、

議長 662,000円 副議長 599,000円 議員 555,000円

- ・期末手当は4.45ヶ月/年
- ・議員提案で平成29年は、議会を長期欠席した場合の報酬を減額する条例を制定
- ・議員提案で令和2年6月の期末手当については、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、 1割削減する内容で条例改正

第26条 見直し手続き

- ☞本条例が施行された後も、市民の意見や 社会情勢の変化を勘案し、議会運営の評価・ 改善を行い、必要があると認めるときは、こ の条例の規定について見直しをしていくこと を求めています。
- ●議会改革特別委員会等において議会運営の 評価・改善のための議論を含め、本条例の検 証作業に初めて取り組みました。

条例改正案は下表参照



政務活動費について は、ホームページ上 で、いつでもだれで も見られるように なっています。

その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

今回の議会基本条例の検証作業を通して、以下の3条について、改正することを検討しています。下線が引いてある部分が変更箇所です。ご意見等ありましたら、お気軽に議会事務局までお寄せください。

議会事務局 電話番号:042-528-4343 ファックス:042-526-6369

E-mail: gikai@city.tachikawa.lg.jp



その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

条例全文はホームペー ジでご覧いただけます。



条	改正案	現行条文
(質疑応答の形式) 第12条	第12条(略) 2 本会議又は委員会(常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会 をいう。以下同じ。)において、議員の質問等に対して答弁をする 者は、論点を明確化し議論を深める目的で議長又は委員長の許可を 得て反問することができる。	第12条(略) 2 本会議又は委員会(常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。)において、議員の質問等に対して答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で議長の許可を得て反問することができる。
(災害等への対応) 第18条	第18条 議会は、大規模災害が発生し、立川市災害対策本部条例(昭和38年立川市条例第34号)の規定に基づき、立川市災害対策本部が設置されたとき又はその他の緊急事態が発生し、市に対策のための組織が設置されたときは、これを支援するとともに、議会として的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 議会は、防災訓練等を通じ、議員が大規模災害等の発生時に適切に対応できるよう努めなければならない。	第18条 議会は、大規模災害が発生し、立川市災害対策本部条例(昭和38年立川市条例第34号)の規定に基づき、立川市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するとともに、議会として的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。
(見直し手続き) 第26条	第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価・改善を行い、改選後及び必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、	第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価・改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、